

# 6. 市街地開発事業

宅地の供給を目的とした新しい市街地の整備や、環境改善を目的とした既成市街地の再整備など、計画的な市街地開発を必要とする箇所が多く見られます。これらの地区を整備するためには、その地区の現況を的確に把握し、最もふさわしい手法を用いて効果的な事業の実施を計ることが必要です。

市街地開発事業には、整備手法の相違により次に示す6種類の事業がありますが、山形県では(1)と(4)の事業を実施しています。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 新住宅市街地開発事業
- (3) 工業団地造成事業
- (4) 市街地再開発事業
- (5) 新都市基盤整備事業
- (6) 住宅街区整備事業

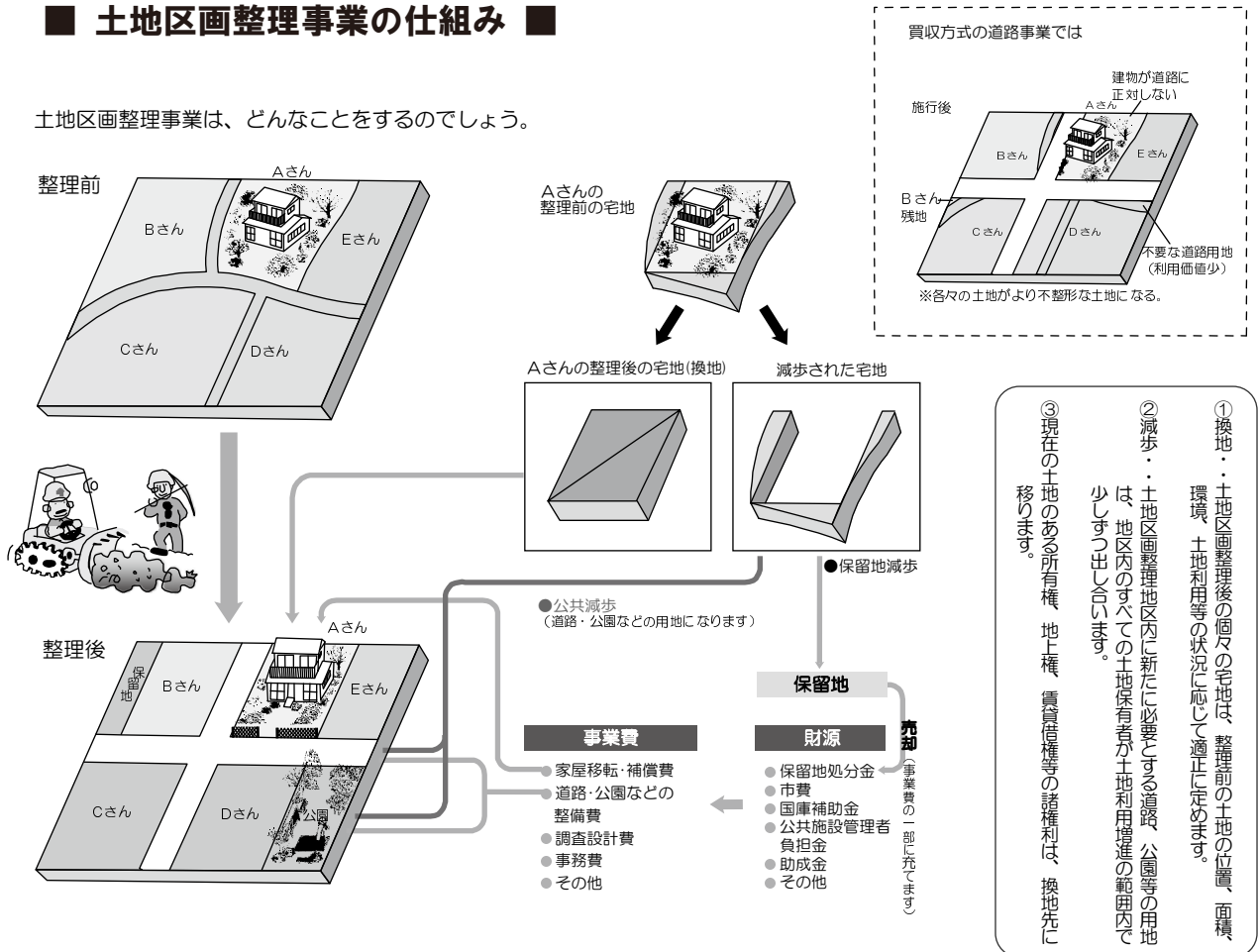
## (1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路や公園などの公共施設が整備されていない古い市街地（既成市街地）や、これから市街化が予想される地区を良好な市街地とするために実施する事業です。

この事業は、計画的に市街地形成を実現するうえで有効かつ効果的な手法の一つです。

### ■ 土地区画整理事業の仕組み ■

土地区画整理事業は、どんなことをするのでしょよう。



## (2) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、建築物と道路、公園その他の都市施設を一体的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るために実施する事業です。

この事業には、権利返還方式による「第1種市街地再開発事業」と用地買収方式による「第2種市街地再開発事業」とがあります。